

14.20

署名

1. 契約を証明する書面における日本人の署名

日本人と法を異にする地に在る者の間で締結した契約^{注1}の方式については、法の適用に関する通則法(平成18年法律第78号)第10条第4項において、申込みの通知を發した地の法又は承諾の通知を發した地の法のいずれかの地の法に適合する契約の方式は有効である旨規定されていることから、契約を証明する書面を日本人又は日本法人の代表者が押印によらず署名のみで作成した場合であっても、その署名は有効である。

2. 外国人の署名

外国人ノ署名捺印及無資力証明ニ関スル法律(明治32年法律第50号)第1条第1項に法令の規定により署名、捺印すべき場合において、外国人は署名することをもって足りる旨、同条第2項に捺印のみをなすべき場合において、外国人は署名をもって捺印に代えることができる旨規定されていることから、外国人については、押印に代えて、署名をすれば足りる。

3. 署名の本人確認措置

署名を要する書面への署名については、各手続を行う代理人(代理人によらない手続の場合は、手続者本人)の宣誓により、記載された署名が署名者本人のものであることを確認できた場合は、本人確認がされた署名として認める。ただし、当該宣誓内容や署名に合理的疑義がある場合は、署名の本人確認をすることができる証明書の提出等、追加の本人確認措置を求める。

なお、本人確認ができる署名であることの証明は、上記宣誓によらず、署名証明書等の提出による場合も認める。

(改訂令和8・4)

^{注1} 外国に住む日本人同士の間で締結される契約を含む。